

成田市動植物生息状況調査(第4次)業務委託に係る 公募型プロポーザル方式による受注者選定 募集要項

1 要項の目的

本要項は、成田市動植物生息状況調査(第4次)業務委託に係る公募型プロポーザル方式による受注者選定手続きに応募しようとする皆様に、応募の方法や提出すべき書類、選定手順などを説明するものです。応募される皆様には、本要項を、別途公表する実施要領及び業務委託仕様書とあわせて業務委託の受注に役立てていただくとともに、成田市に対して優れた企画を提案していただくことを期待いたします。

2 業務委託の概要

- (1) 委託名称 成田市動植物生息状況調査(第4次)業務委託
- (2) 発注者 成田市
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「成田市動植物生息状況調査(第4次)業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

3 提案限度額

- (1) 総額(消費税及び地方消費税を含む。)

15,917,000 円

- (2) 年度別限度額(それぞれ消費税及び地方消費税を含む。)

令和6年度 6,505,400 円

令和7年度 9,411,600 円(債務負担行為設定)

なお、上記金額は予定価格を示すものではなく提案していただく内容の規模を示すものですので、見積書作成時には限度額を超えないようにしてください。

4 参加資格

本業務の公募型プロポーザル方式による受注者の選定(以下「プロポーザル手続き」という。)に参加できる者は、次の要件のすべてを満たすものとします。

- (1) プロポーザル手続きの参加募集開始の日までに、令和6・7年度成田市入札参加業者資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)の「委託」部門に登載されている者。
- (2) プロポーザル手続きの参加者募集開始の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領

(以下「措置要領」という。)の規定により、指名停止措置(措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。)、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者。

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けて 2 年間を経過しない者又は本プロポーザル手続きの参加募集開始前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続の申立てがなされた場合は、更生計画の認可の決定がされていない者。
- ③ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、再生計画の認可の決定がなされていない者。

5 公募から受注者選定までのスケジュール

公募から受注者の選定までのスケジュールは以下のとおりとします。

事項	期日等
募集要項の公表	令和 6 年 5 月 13 日(月) ホームページに掲載
質問の受付期間	令和 6 年 5 月 13(月)から 令和 6 年 5 月 23 日(木)17 時まで
質問への回答の公表	令和 6 年 5 月 27 日(月)
参加申請書等の提出期間	令和 6 年 5 月 13 日(月)から 令和 6 年 6 月 10 日(月)17 時まで(必着)
企画提案書等の提出期間	令和 6 年 5 月 13 日(月)から 令和 6 年 6 月 17 日(月)17 時まで(必着)
第 1 次審査の結果通知	令和 6 年 6 月 27 日(木)
第 2 次審査(プレゼンテーション)	令和 6 年 7 月 10 日(水) ※時間、場所等は別途通知します。
第 2 次審査の結果通知	令和 6 年 7 月下旬
受注者の決定	令和 6 年 7 月下旬～8 月上旬

6 プロポーザル手続きへの応募方法

(1) 実施要領等の配布

実施要領等は、下記 URL からダウンロードしてください。(印刷物の配布は行いません。)

https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0126_00008.html

(2) 問い合わせ先・書類等の提出先

お問い合わせや書類等の提出先は次のとおりとします。

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市役所 環境部 環境計画課 (担当:栗田、黒川)

電話番号:0476-20-1533

FAX:0476-22-4449

メールアドレス:kankei@city.narita.chiba.jp

(3) 質問の受付及び回答

① 質問の受付

本件に係る質問がある場合は、以下のとおり受け付けます。

(i) 質問方法

質問書(様式 1)に必要な事項を記入した上で、下記メールアドレスに送信してください。

(ii) メールアドレス

kankei@city.narita.chiba.jp

※「6(2)問い合わせ先・書類等の提出先」に記載のとおりです。

(iii) メールの件名

「【成田市動植物生息状況調査】質問書(法人名)」

としてください。

(iv) 質問受付期間

令和 6 年 5 月 13 日(月)～5 月 23 日(木)17 時

② 質問への回答

質問への回答は、令和 6 年 5 月 27 日(月)までに、随時、成田市ホームページ上に掲載します。なお、質問者の情報は掲載しません。

質問への回答は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

(4) 成田市における既往の調査資料の閲覧

これまで成田市で行った動植物生息状況調査(第1次調査(平成 5 年度～8 年度)、第 2 次調査(平成 14 年度～16 年度)及び第3次調査(平成 26 年度、27 年度))については、環境計画課で閲覧できるとともに、電子データ(PDF)を提供することができます。

なお、提供された電子データはこのプロポーザル手続きにのみ利用していただくこととし、第3者にデータを提供すること等は禁止します。

(5) プロポーザル手続きへの参加表明

プロポーザル手続きへの参加を希望する者(以下「参加希望者」といいます。)は、下記に従いプロポーザル手続きへの参加表明を行ってください。

① 提出書類

- ・参加申請書(様式 2)
- ・法人(参加希望者)の概要(様式 3)
- ・業務実績調書(様式 4)

② 提出期間

令和 6 年 5 月 13 日(月)～6 月 10 日(月)17 時(必着)

③ 提出先・提出方法

提出先は「6(2)問い合わせ先・書類等の提出先」に記載のとおりとします。

なお、書類の提出方法は郵送または持参とします。

※持参して提出する場合は、平日の 9 時から 17 時までを受付時間とします。受け付ける際は窓口で書類の確認を行いますので、事前に来庁時間をご連絡ください。

(6) 企画提案書等の提出

参加希望者は下記に従い企画提案書等の書類を提出してください。

① 提出期間

令和 6 年 5 月 13 日(月)～6 月 17 日(月)17 時(必着)

② 提出先・提出方法

提出先は「6(2)問い合わせ先・書類等の提出先」に記載のとおりとします。

なお、書類の提出方法は郵送または持参とします。

※持参して提出する場合は、平日の 9 時から 17 時までを受付時間とします。受け付ける際は窓口で書類の確認を行いますので、事前に来庁時間をご連絡ください。

③ 提出すべき書類等

下記の(i)から(vii)までの書類を、この順番にフラットファイル等に綴じ((i)から(vii)までインデックスを付けてください。)、正本 1 部、副本 7 部、合わせて 8 部を提出してください。

(i) 企画提案書等提出届(様式 5。原本は正本に綴じ、副本においてはコピーとしてください。)

(ii) 見積書及び内訳書(様式指定なし)

見積書には法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押してください。

内訳については、令和 6 年度、7 年度それぞれの経費見積額を記載してください。(令和 6 年度、7 年度それぞれの限度額にご留意願います。)

(iii) 企画提案書(様式指定なし)

業務の目的を達するため、業務の受託者として企画し成田市に提案する内容を記載してください。

なお、体裁としては A4(縦)、横書き、左綴じを基本とし、20 ページ程度にまとめてください。(A3 のページを挟むことも可とします。)

表紙には「成田市動植物生息状況調査(第 4 次)業務委託 企画提案書」というタイトルと、法人の住所、法人名、代表者名、提出の日付を記載してください。

また、目次を作成し表紙の次の位置に配置してください。

(a) 提案する調査の概要

(b) 提案する調査・調査結果の解析に係る方針及びその考え方

- ・本業務の目的を達成するための調査計画立案に係る方針及びその考え方
- ・調査地点、調査手法等の選定方針、選定理由
- ・動植物生息状況調査総合解析に係る方針及びその考え方(調査結果をもとにした動植物生息状況の現況の分析や過去の調査結果との比較の方針、その考え方など。)

(c) 成果品のイメージ

どのような成果品が納品されるか、そのイメージを記載してください。

調査した事項、分析した事項などをどのように報告書に取りまとめるか等、成果品がどのようなものとなるかを説明してください。

(d) その他の事項

提案内容の優れた点、アピールしたい点を記載してください。

例えば、企画提案に基づく調査を行うことにより、本市が行う生物多様性保全や特定外来生物への対応などに貢献できる点などがあれば記載してください。

また、今回の調査では、仕様書に記載するとおり、市域のブロック(区域)分けを既往の第 1 次から第 3 次までの調査と異なるものとして調査を行いたいと考えていますので、既往の調査との違いをどう補うかについてアイデアなどがあれば記載してください。

(iv) 工程表(様式指定なし)

本業務を実施するにあたっての工程(業務遂行の流れ及びスケジュール)を具体的に記載してください。

(v) 業務実施体制(様式指定なし)

本業務を受託した際の実施体制を図、表、その他で示してください。

この中では、本業務を担当する(予定の)社員の

⑦本業務における役割(業務遂行上の責任者及び主任となる技術者を明示してください。)、①氏名、⑧所属部署、⑨役職、⑩保有資格(本業務に関連する技術士(部門・科目)等の資格を記載のこと)、⑪本業務に関連する業務の経験年数、⑫担当した業務の履歴

がわかるように記載してください。

また、業務の一部を外注する場合は、

⑬当該外注する業務の内容

を記載してください。

実施体制について特にアピールしたい点、優位である点と考える点を記載してください。(これまでの実績や担当者の発表した論文など、何でも結構です。)

(vi) 法人の概要(様式指定なし)

(vii) 業務実績(様式指定なし)

本業務に類似する業務の実績について、⑭業務名称、⑮発注者、⑯業務期間、⑰契約金額、⑱業務の概要を記してください。

(7) 企画提案書等に係る留意事項

- ・参加希望者 1 法人につき、提案は 1 件とします。
- ・提出された企画提案書等の書類は返却しません。
- ・提出に要する費用は、参加希望者の負担とします。
- ・成田市は審査及び説明の目的のため、企画提案書の写しを作成し使用できるものとします。
- ・提出された企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがあります。
- ・企画提案書等を公表する場合、成田市はその写しを作成し使用することができるものとします。
- ・実施要領第 6 条の各号のいずれかに該当する場合、その企画提案書等は無効とします。

7 審査

本プロポーザル手続きでは、第 1 次審査及び第 2 次審査を行います。

(1) 第 1 次審査

提出された企画提案書等の内容を基に、選定審査委員会が別紙「成田市動植物生息状況調査(第 4 次)業務委託 プロポーザル評価表(第 1 次審査)」に基づき評価を行います。提案者が 5 者以上のときは、評価得点の高い者から順に第 2 次審査に進出する 4 者を選定します。ただし、提案者が 4 者以下の場合は、全提案者を第 2 次審査に進出させることができるものとします。

- (2) 第 1 次審査の結果については、令和 6 年 6 月 27 日(木)に参加申請書(様式 2)に記載された担当者のメールアドレス宛に電子メールで通知し、併せて書面にて通知します。なお、審査結果についての質問及び異議等は受け付けないものとします。

① 第 2 次審査

第 2 次審査では企画提案書等をもとにプレゼンテーションによる審査を行います。

プレゼンテーションは、原則として業務を受注した場合の担当責任者が行うこととします。提案者のプレゼンテーションの持ち時間は 30 分以内とし、概ね 20 分程度の説明を行い 10 分程度の質疑時間を設けるものとします。

なお、提案者が 1 者のみであっても、第 2 次審査を行います。

選定審査委員会は、提案者のプレゼンテーション及び質疑応答等について、別紙「成田市動植物生息状況調査(第 4 次)業務委託 プロポーザル評価表(第 2 次審査)」に基づき評価を行い、第 2 次審査の得点が高い者から順に評価順位を決定します。

提案者からの説明は、提出した企画提案書等に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めないものとします。

- (3) 第 2 次審査の実施日時は、令和 6 年 7 月 10 日(水)とし、詳細な時間及び 10(1)に記載する機器の貸出については、第 1 次審査の結果通知時に連絡します。なお、審査結果についての質問及び異議等は受け付けないものとします。

8 受注者の決定

① 優先交渉権者の選定

選定審査委員会は第 2 次審査の結果に基づき 7 月下旬までに優先交渉権者を確定します。

② 選定結果の通知

成田市は、優先交渉権者確定後速やかに、各提案者に対し、優先交渉権者に選定されたか否かを電子メールにより通知し、併せて書面によっても通知します。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとします。

③ 受注者の決定

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、市と協議を行った上で、仕様書を確定させた後、あらためて見積書を提出するものとします。提案内容がすべて仕様書に盛り込まれるものとは限りません。

協議が調い次第、成田市は優先交渉権者を受注者として決定し、契約手続きを行います。なお、協議が調わない場合、次点交渉権者と協議により契約を締結する場合があります。

9 関連法令等の遵守

業務を遂行する上で、関連する法令等については、それらを遵守することとします。

10 その他

- (1) プレゼンテーション実施時にプロジェクター、スクリーン及びレーザーポインターを用いる必要がある場合は、成田市で用意できますので、事前に連絡してください。
- (2) 参加申請書等の提出の後、本プロポーザル手続きへの参加を辞退する場合は、速やかに提出先(問い合わせ先)である成田市役所環境計画課に連絡し、参加辞退届(様式 6)に辞退の理由を記載して提出してください。
- (3) 本プロポーザル手続きは、やむを得ない理由により実施することができないと認めるときは中止する場合があります。この場合において、提案者は応募にかかる経費を成田市に請求できないこととします。
- (4) 本プロポーザル手続きにより確定された優先交渉権者については、成田市の公式ホームページにおいて公表します。

選定審査委員氏名 提案者名

番号	評価事項		評価の視点	配点	目安	第1次審査の得点
1	業務遂行の 確実性	業務実績	本業務に類似した業務を過去にどのくらい受注した実績があるか。 本件業務委託で対象とする動物、植物の調査業務を遂行した実績があるか。	12	優：12 良：8 可：4	
2		担当者の経験・資格等	知識と経験を備えた技術者が配置されているか。 担当者の資格、経験年数、実績等は十分か。 他社に対して優位性はあるか。	9	優：9 良：6 可：3	
3		実施体制	業務の遂行にあたって無理のない人数の人員が配置されているか。 業務の遅延や担当者が欠けた際のバックアップ体制は整えられているか。 本件業務を受注した場合、確実に遂行することが期待できるか。	12	優：12 良：8 可：4	
4		工程の妥当性	業務遂行の工程は適切か。 実施するとしている各項目は仕様書等と合致しているか。 スケジュールに無理はないか。	12	優：12 良：8 可：4	
5	優れた成果 品が期待できるか	業務の目的への適合性	提案された内容は本業務の目的に合致しているか。 提案された業務を遂行することにより本市の動植物の生息状況及び時系列的な変遷を客観的に把握できるか。 実施すべき調査、分析に漏れはないか。	12	優：12 良：8 可：4	
6		既往の調査との関係	本市の既往の調査内容を把握したうえで作成された提案となっているか。 既往の調査との連続性等が考慮されているか。	12	優：12 良：8 可：4	
7		国等、社会の動向への対応	生物多様性、絶滅危惧種や特定外来生物に係る国等の政策や社会の動向に鑑みて、本市の政策の検討に資する内容となる成果が見込まれるか。	12	優：12 良：8 可：4	
8		業務の合理性	本業務の目的に鑑み、既往の第1次から第3次までの調査を現在の技術的視点から見て課題、問題点等があるのであれば、それを指摘し、その改善等が提案されているか。 もし課題、問題点等がないのであれば、その理由が合理的か。	9	優：9 良：6 可：3	
9	見積金額の妥当性	見積の妥当性	他社と比較して見積額は妥当か。 また、見積もりの内容は明確か。	10	優：10 良：6 可：3	
合計				100		

選定審査委員氏名 提案者名

番号	評価事項		評価の視点	配点	目安	(参考) 1次審査 の得点	第2次審 査の得点
1	業務遂行の 確実性	業務実績	本業務に類似した業務を過去にどのくらい受注した実績があるか。 本件業務委託で対象とする動物、植物の調査業務を遂行した実績があるか。	12	優：12 良：8 可：4		
2		担当者の経 験・資格等	知識と経験を備えた技術者が配置されているか。 担当者の資格、経験年数、実績等は十分か。 他社に対して優位性はあるか。	9	優：9 良：6 可：3		
3		実施体制	業務の遂行にあたって無理のない人数の人員が配置されているか。 業務の遅延や担当者が欠けた際のバックアップ体制は整えられているか。 本件業務を受注した場合、確実に遂行することが期待できるか。	12	優：12 良：8 可：4		
4		工程の妥当性	業務遂行の工程は適切か。 実施するとしている各項目は仕様書等と合致しているか。 スケジュールに無理はないか。	12	優：12 良：8 可：4		
5	優れた成果 品が期待で きるか	業務の目的へ の適合性	提案された内容は本業務の目的に合致しているか。 提案された業務を遂行することにより本市の動植物の生息状況及び時系列的な 変遷を客観的に把握できるか。 実施すべき調査、分析に漏れはないか。	12	優：12 良：8 可：4		
6		既往の調査と の関係	本市の既往の調査内容を把握したうえで作成された提案となっているか。 既往の調査との連続性等が考慮されているか。	12	優：12 良：8 可：4		
7		国等、社会の 動向への対応	生物多様性、絶滅危惧種や特定外来生物に係る国等の政策や社会の動向に鑑み て、本市の政策の検討に資する内容となる成果が見込まれるか。	12	優：12 良：8 可：4		
8		業務の合理性	本業務の目的に鑑み、既往の第1次から第3次までの調査を現在の技術的視点か ら見て課題、問題点等があるのであれば、それを指摘し、その改善等が提案さ れているか。 もし課題、問題点等がないのであれば、その理由が合理的か。	9	優：9 良：6 可：3		
9	見積金額の 妥当性	見積の妥当性	他社と比較して見積額は妥当か。 また、見積もりの内容は明確か。	10	優：10 良：6 可：3		
合計				100			